

第 12 回総合福祉部会

日 時：2011 年 2 月 15 日（火）13：00～17：00

会 場：厚生労働省低層棟・講堂

会議情報・資料・動画配信について（厚生労働省HPのリンク）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

1. 主な内容

(1) 第 1 期作業チーム報告書補足版

・第 11 回会議（1 月 25 日）に報告書に対し出された意見要旨を各報告書の末尾に掲載し「補足版」を配布。「総合福祉法」（仮称）骨子案への提言のための検討材料とする旨、佐藤部会長より説明があった。

(2) 第 1 期作業チーム報告書に対する厚生労働省からのコメント

・佐藤部会長をはじめ、複数の委員より、厚生労働省のコメントは 作業チームとしていくつか大切な指摘があった半面、権利条約の理念に基づいた、改革の視点が感じられない等の意見が相次いだ。

・また、前日の「障がい者制度改革推進会議」において、障害者基本法改正案との整合性を指摘する声もあった。

↓

・時間切れになったため、委員質問については次回部会に継続審議として厚生労働省よりの回答する予定となった。

2. 主な意見（特に聴覚障害者、コミュニケーションに関して・その他）

西滝委員所属：「地域生活の資源整備」作業チームの議論より

コミュニケーション・移動支援については、労働行政や教育行政との関係性を十分に検討する必要があるが、制度上の重複、市町村格差や制度の利用のしづらさに関しては、福祉の範囲で具体的にどこまで対応すべきかも含めてどのように考えるか？

西滝委員：

- ・障害によって、どのような専門家がコミュニケーション支援を行うことがいいのか、整理が必要であり、関係者で意見交換をする場が必要。

（その他の委員よりの意見）

コミュニケーション・移動支援は、まずは、企業や学校等で「合理的配慮」として提供し、足りないところを福祉で賄うべき。

- ・コミュニケーション支援は、地域生活支援事業ではなく、個別給付にすべきである。

(まとめ)

- ◎移動支援・コミュニケーション支援は、第一期の「地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」作業チームで検討された結果である、「地域生活支援事業ではなく自立支援給付・義務的経費化すべきである」、とする報告書内容を尊重する。
- ◎コミュニケーション支援については、失語症や記憶障害などの重い言語障害のある人に対しても、必要な支援が検討されるべきである。